平成２１年（フ）第４２号
山口県萩市大字椿3144番地
債務者　錦見　良雄
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第６８号
山口県長門市東深川1828番地１　ハウゼ53 102号室
債務者　池野　仁志
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第７０号
山口県萩市大字椿東406番地33
債務者　山本　　忠
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第７２号
山口県萩市大字東浜崎町38番地
債務者　伊藤　梨恵
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第３９０号
香川県小豆郡土庄町上庄644番地
債務者　鳥井　伸惠
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４４０号
香川県高松市今里町２丁目６番地７リッチモンド今里Ａ204
債務者　田中登己男
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４７７号
香川県高松市太田上町523番地１　柳ハイツ107号
債務者　辰本　利男
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５６号
鹿児島県南さつま市加世田益山4929番地
債務者　松田　達郎
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第６２号
鹿児島県指宿市西方6144番地
債務者　増永　新一
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第６３号
鹿児島県南九州市知覧町塩屋29083番地
債務者　中原　幸男
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第６４号
鹿児島県指宿市西方4529番地11
債務者　豊留　雅樹
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第１３４３号
宮城県遠田郡涌谷町涌谷字千間江28番地、住民票上の住所宮城県遠田郡涌谷町小塚字笠石山41番地
債務者　遠藤　七郎
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３７０号
宮城県塩竈市錦町21番19号
債務者　重泉　昌志
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３１号
仙台市泉区松森字岡本前27番地　ケアハウス松森の郷101
債務者　伊藤　ワカ
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３２号
仙台市青葉区国見２丁目16番12号
債務者　伊藤　健一
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２７号
仙台市若林区遠見塚２丁目２番19号
債務者　小倉　和子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３６号
仙台市太白区西の平１丁目９番33号　メゾンミキ201
債務者　長谷川早苗（旧姓宍戸）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３７号
仙台市青葉区中山８丁目14番４―406号
債務者　小野寺保良
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係